

# 宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業業務委託仕様書

## 1 業務の名称

宮崎県観光SNSを活用した情報発信事業

## 2 業務の目的

本県の魅力的な観光情報を効果的かつ効率的に国内外に発信するためにSNSを用いて継続的に情報を発信するとともに、ユーザーと双方向のコミュニケーションを取ることで宮崎の認知度・魅力度の向上を図り、誘客に繋げる。

## 3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務委託の内容

### (1) 記事の作成

- ① 運営するSNSアカウントは、国内向け2アカウント、海外向け10アカウント、計12アカウントとする。（別紙のとおり）
- ② 受託者は、取材等に基づき写真の収集及び原稿の作成を行い、投稿前に県の確認を受けること。  
なお、記事作成にあたっては受託者が責任をもって事実確認を行うとともに、必要に応じて各観光施設等から投稿の許諾を得ること。
- ③ 記事の内容は基本的に各アカウント共通のもので可とする。
- ④ NAVER blog、WeChatは他アカウント（Facebook等）の投稿内容を組み合わせるなど、アカウントに適した形で記事を別途作成すること。
- ⑤ NAVER blogは共通記事のほか独自の記事を作成し、投稿本数を増やすこと。
- ⑥ 海外向けアカウントの原稿は、日本語から各言語へ翻訳すること（原稿が日本語以外の場合は日本語に翻訳したものを県の確認用として用意すること）とし、市場の特性に合った正確な表現かつ各市場の社会情勢等を踏まえた適切な表現とすること。
- ⑦ 効果的なハッシュタグをつけて発信すること。
- ⑧ 県が運営する以下のサイトへの誘導を積極的に行うこと。  
日本語：<https://www.kanko-miyazaki.jp/>  
英語：<https://www.kanko-miyazaki.jp/en>  
韓国語：<https://www.kanko-miyazaki.jp/ko/>  
中国語繁体字：<https://www.kanko-miyazaki.jp/zh-TW>  
中国語簡体字：<https://www.kanko-miyazaki.jp/zh-CN/>
- ⑨ 毎月5日までに翌月分の投稿コンテンツの案を県に提出するとともに、投稿予定日の2週間前までに日本語で県に原稿を提出すること。なお、コンテンツの提案にあたっては以下の点に留意すること。
  - ・県下26市町村に極端な偏りが出ないようにすること。
  - ・本県の観光地や地元のグルメ、歴史文化、アクティビティ、交通情報など、本県の魅力が伝わり、誘客に繋がるコンテンツを選定すること。
- ⑩ 県と連携し、県内の市町村等から投稿コンテンツの収集・整理を行うこと。
- ⑪ 県の求めに応じて、県が別途実施する事業の受託者や県内の市町村、観光事業者等と連携・調整を行うこと。

### (2) 記事の投稿

- ① 通常投稿の投稿頻度は、それぞれ月8回以上とする。ただし、WeChat（簡体字）は月4回以上とする。また、海外向けアカウントは通常投稿に加え、特別投稿（海外の旅行博への出展や県が実施する事業の情報発信用等）を行うもので、月8回以上の投稿とは別枠の投稿を、県の求めに応じ年間合計20回程度実施すること。

- ② 海外向けアカウントについて、コメント、メッセージへの返答を迅速に行うこと。なお、必要があれば返答内容について県と協議するものとする。（国内向けアカウントは、原則コメント等への返答は行わない。）
- ③ 災害時などの突発的な発信を県の指示により行うこと。

### (3) 拡散及びフォロワー獲得等

- ① 言語・媒体毎に目標となるフォロワー数、エンゲージメント率、リーチ数等の目標値を設定し、目標達成のための広告配信やキャンペーン等の実施について、企画提案書へ記載すること。なお、国内向けアカウントは原則として広告配信は行わず、県が希望する投稿に限り広告配信を行うこと。
- ② 海外向けアカウントの目標値の設定にあたっては、本県及び九州各県のSNS運用状況やインバウンドの状況等を鑑み、フォロワーを伸ばすべきアカウントの優先順位を提案すること。
- ③ 企画提案書で定める目標値を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

### (4) 上記施策による効果測定及び報告

- ① 効果測定  
フォロワー数、リーチ数、いいね数などのデータ分析や、誘客等に繋がった効果的な投稿実績の整理などを行い、四半期毎（7月、10月、1月、3月）に報告を行うこと。分析する項目や数値は県との協議の上決定することとする。
- ② 事業報告  
事業終了時に、次年度の取組の指針となるよう事業報告書を作成し報告すること。報告書には、フォロワー数、投稿内容、リーチ数、エンゲージメント数や項目ごとの目標達成率、誘客に繋がった投稿やコメントなど本事業の成果を具体的に記載すること。

### (5) その他

- ・本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、(1)～(4)に加えて予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。
- ・運営上必要な最低限の更新（WeChatの公式アカウント認証の更新作業を含む）を行うこと。
- ・発信した写真等について、プロモーション目的で、県が管理するWEBの運営や他事業において二次利用する場合があるため、外部からの素材提供を受ける際はこれを前提に使用許可の確認を行うこと。

## 5 企画提案に当たっての留意点

- (1) 媒体毎の投稿イメージを記載すること。投稿形式については、必ずしもこれまでの方式を踏襲せず、より効果的な方式を提案すること。
- (2) 国内外向けに魅力的かつ最新の投稿コンテンツを収集し、記事を作成するための体制やスキーム、市町村・観光協会との連携について、提案すること。
- (3) 各業務にかかる投稿素材の手配、編集、調査、報告等の一切の経費および効果測定に必要な経費等は全て事業費に含むこと。

## 6 報告書の提出

すべての事業完了後、実施報告書等を作成し、速やかに県（観光推進課）に提出すること。

- ・提出するもの  
当事業の実施報告書 A4 様式任意  
本事業で作成したデータ一式
- ・提出部数 1部

## 7 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。  
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、

「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## (2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画提案競技により受託者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 受託者は、契約後、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。